



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

《会計・税務の知識》 精算課税贈与

贈与といえば、一般的には暦年贈与を指しますが、もう一つ、精算課税贈与という制度があります。なじみがない方もいらっしゃると思いますので、本稿では制度の概要等についてふれてみました。なお、平成23年度税制改正案の影響については考慮していません。

1. 制度の概要

「精算課税贈与」は、暦年贈与のかわりに選択できる贈与の課税方法です。この方法を使えば、贈与税の税率は一律20%で済みます(年贈与の最高税率は50%)。また、贈与額が精算課税選択時からの累計で2,500万円に達するまでは、贈与税がかかりません。ただし、その後贈与者が亡くなられた際には、精算課税贈与をした財産は、相続税の計算上、課税対象に含まれません。代わりに、過去に精算課税贈与により納めた税金は、相続税から差し引かれます。つまり、相続税と贈与税を一まとめにしたような課税制度です。精算課税贈与を選択できるのは、次の対象者に限られます。

受贈者	・贈与された年の1月1日時点で20歳以上 ・贈与者の推定相続人である直系卑属
贈与者	・贈与をした年の1月1日時点で65歳以上 (住宅取得等資金の贈与の場合は制限なし)

2. 利用状況

近年の精算課税贈与の利用状況は、次のようになっています(国税庁公表数値をもとに作成)。比較対象として、暦年贈与も載せています。

贈与年度	取得財産価額 (A)	人員 (B)	一人当たり (A÷B)
精算課税贈与			
平成18年	10,864億円	83,290人	13百万円
平成19年	11,878億円	89,671人	13百万円
平成20年	9,344億円	74,138人	13百万円
平成21年	8,347億円	66,505人	13百万円
暦年贈与			
平成18年	9,424億円	287,992人	3百万円
平成19年	8,660億円	270,857人	3百万円
平成20年	8,237億円	252,403人	3百万円
平成21年	7,953億円	246,254人	3百万円

区分	精算課税贈与	暦年贈与
取得財産価額	10,864億円	9,424億円
控除等	7,226億円	4,326億円
課税価額	1,105億円	3,757億円
贈与税額	228億円	835億円
実効税率	2%	9%

精算課税贈与の利用者は、人数ベースでみれば暦年贈与の1/4程度ですが、取得財産価額ベースでは暦年

贈与よりも利用されていると言えます。つまり、ある程度まとまった額の贈与に広く利用されていることが分かります。ただし、実効税率(贈与税額÷取得財産価額)が2%と極めて低い水準となっていることから、2,500万円の枠に収まる範囲で行われているようです。

3. 精算課税贈与が有利な場合

では、精算課税贈与と暦年贈与、どちらがよいのでしょうか?残念ながら、これは各人の財産状況や親族関係等によりますので、唯一絶対の正解はありません。一般的には、次のポイントを踏まえて検討します。

①値上がりするかどうか

前述のとおり、精算課税贈与された財産は相続税の計算において相続財産に足し戻されますが、その金額は贈与時の評価額に基づきます。例えば、精算課税贈与した財産の評価が1億円であったのが、相続発生時には2億円になっていた、という場合には、相続税の計算は1億円をもとにして行われます。したがって、値上がりが期待させる財産であれば、非常に有効と言えます。逆に値下がりが見込まれる場合は、デメリットとなります。

②収益性が高いかどうか

精算課税贈与した財産は相続税の計算で足し戻されてしまいますが、贈与後に当該財産から生まれた収益は、足し戻されることはありません。そのため、収益性の高い財産を早めに次世代へ移転させることにより、相続税軽減や納税資金準備に利用できます。

③次世代の財産需要があるかどうか

相続税対策という意味では①か②に当てはまらないものはあまり効果が期待できませんが、財産を早期に次世代へ移転させたい場合には、2,500万円の枠をフルに使えばまとまった金額をいったん無税で次世代に渡すことができます。特に多いのが、住宅取得等資金の贈与です。子供が家を建てようとしているが頭金が足りないといった場合に、親が資金援助をしてあげるのはよく聞く話です。

4. まとめ

以上より、精算課税贈与は、次世代に早期の財産需要がある場合には有効ですが、相続税対策として効果があるのは限られた場合と言えそうです。ご自身またはご家族の現状と課題をよく分析したうえで、適切な解決策を練りましょう。(担当:工藤)